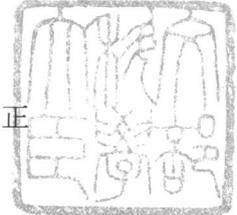


行政文書開示決定通知書

木野 龍逸 様

文部科学大臣
林 芳 正



平成 30 年 5 月 17 日付け（平成 30 年 5 月 18 日受付）で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称
別紙のとおり。

2 不開示とした部分とその理由

個人の氏名、メールアドレスについては、特定の個人を識別できる情報又は特定の個人を推測できる情報であり、法第 5 条第 1 号に該当するため不開示としました。

法人及び法人職員の印影、電話番号、ファックス番号、メールアドレス、所属・役職、委託業務を担当する法人が提示する事業の実施に関わる内容、および落札者以外の法人名については、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であり、法第 5 条第 2 号に該当するため不開示としました。

また、入札結果報告書における確認者の氏名、役職、印影及び技術審査専門員の氏名、印影、支出負担行為担当官印、公にしていない国の職員の電話番号、ファックス番号、メールアドレスについては、公にすることにより国の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害する、または調査研究に係る事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法第 5 条第 6 号柱書き、同号ロ及びハに該当するため不開示としました。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、文部科学大臣に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求ができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国（訴訟において国を代表するものは法務大臣となります。）を被告として、同法 12 条に規定する裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）

3 開示の実施の方法等（*同封の説明事項をお読みください。）

(1) 開示の実施の方法等

下記に記載した方法のうち、希望される方法等により、開示の実施を受けられます。

(実施方法等について) 大臣官房総務課文書情報管理室 内線 2572

<説明事項>

1 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」に所要の開示実施手数料を納付して、申出を行ってください。

開示の実施の方法は、3(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から選択できます。必要な部分のみの開示を受けること(例えば、100ページある文書について冒頭の10ページのみ閲覧する等)や部分ごとに異なる方法を選択すること(冒頭の10ページは「複写機により白黒で複写したもの」を受け、残りは閲覧する等)もできます。

一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の複写機により白黒で複写したものを受けすることもできます(ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。)

事務所における開示の実施を選択される場合は、3(2)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、御希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、「* 問合せ先」に記載した担当まで御連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の3日前には、当方に届くように御提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、郵送料(郵便切手)が必要になりますので、「行政文書の開示に実施方法等申出書」に郵送料(郵便切手)を同封の上、文部科学省大臣官房総務課文書情報管理室まで送付してください。

CD-R、DVD-Rによる開示の実施を希望される場合は、所要枚数が異なること等により開示実施手数料が変動することや保有する処理装置の性能等により必ずしも御希望どおりの開示の実施ができない場合がありますので、開示の実施方法の申出をする前に、あらかじめ、担当課まで御連絡ください。

2 開示実施手数料の算定について

(1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額(複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額)を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

(例)

○150ページある行政文書を閲覧する場合：

100枚までごとにつき100円 → 基本額200円 → 手数料は無料

○150ページある行政文書の複写機により白黒で複写したものの交付を受ける場合：

用紙1枚につき10円 → 基本額1500円 → 手数料は1200円

○150ページある行政文書のうち100ページを閲覧し、20ページについて複写機により白黒で複写したものの交付を受ける場合(残りの30ページは開示を受けない)：

閲覧に係る基本額100円 + 複写機により白黒で複写したものの交付に係る基本額200円 = 計300円
→ 手数料は無料

(2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けた方は、「開示実施手数料の減額(免除)申請書」を提出してください。

(3) 手数料の納付

開示実施手数料は、提出される「行政文書の開示の実施方法等申出書」に相当額の収入印紙を貼って納付してください。

3 不開示部分に係る不服申立て等

開示しないこととされた部分について、不服がある場合には、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、文部科学大臣に対して審査請求をすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求ができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国(国を代表するものは法務大臣となります。)を被告として、この決定を取消しを求める訴訟を提起することができます。(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。)

なお、裁判所については、東京地方裁判所又は原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が管轄となります。

4 開示の実施について

事務所における開示の実施を選択され、その旨「行政文書の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書を御持参ください。

5 問合せ先

開示の実施の方法等、開示実施手数料の算定・納付方法、審査請求の方法等について、御不明な点等がございましたら、本欄に記載した担当までお問い合わせください。

開示資料一覧

- ・資料提出書（平成 24 年 1 月 27 日～5 月 30 日提出分）
- ・質問・資料要求簿-文部科学省（平成 24 年 1 月 27 日～6 月 15 日提出分）
- ・簡易型積算線量計を用いた放射線量の測定方法
- ・福島県内の学校等における簡易型積算線量計を用いたモニタリング調査の実施について
- ・「福島県内における児童生徒等が学校等において受ける線量低減に向けた当面の対応について（事務連絡）」発出に係る資料
- ・「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について（通知）」発出に係る資料
- ・過去の教育課程審議会答申，中央審議会答申（抄）
- ・中学校及び高等学習指導要領 理科における放射線（放射能）及び原子力の記載の変遷
- ・H 1 2 以降の文科省委託費等
- ・事故調 1 班からの質問の回答（平成 24 年 2 月 3, 8, 14, 15 日，5 月 7 日回答分）
- ・地震調査委員会長期評価部会 第 7～14 回海溝型分科会 議事要旨
- ・地震調査委員会長期評価部会 第 7～13 回海溝型分科会 論点メモ
- ・地震調査委員会 第 147～173 回長期評価部会 議事要旨
- ・地震調査委員会 第 148～173 回長期評価部会 議事要旨
- ・提出資料一式（ヒアリング）
- ・20110222_メール（東京電力）
- ・20110225_メール（日本電力）
- ・日本海溝長期評価情報交換会 議事要旨
- ・宮城県沖地震の長期評価の改訂について（案）
- ・第 61～68 回長期評価部会 論点メモ
- ・第 61～68 回長期評価部会 議事要旨
- ・三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価（第二版：案） 110221
- ・成果活用意見（非公式会議）発言メモ（非公式メモ）
- ・地震本部の成果の浸透度等調査 報告書
- ・20110107_メール（意見交換会）
- ・三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価（第二版：案） 110308
- ・「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価」の平成 23 年 3 月 8 日時点での修正素案について
- ・文部科学省から IAEA への拠出金及び派遣人員について（平成 17 年度～24 年度）
- ・島村原子力政策研究会資料
- ・「放射線等に関する副読本（H23.10）」発行に係る資料
- ・1990 年度以降の原子力・放射線等に関する教職員研修に係る資料